

諮問番号：諮問第265号

答申番号：答申第265号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

- (1) 同じ住所に家族が住んでいるが、世帯分離をしており、家族から金銭的な支援は受けていない。毎年、申立書に必ずその旨を記入しているが、今回、記入していないのであれば、児童扶養手当（以下「手当」という。）の手続の際に顔なじみになっている処分庁の職員から、「書かなくていい」と言われたことがあるので、あやふやではあるが、そのように言われたからだと思う。
- (2) 現在、子供2人を手当で育てており、手当がなければ、来年2人の子供の進学準備もできない。このままでは子供に不自由をさせろと言われているようなものであり、本当に困っているため、本件審査請求を提起した。
- (3) 家庭ごとにいろいろな事情があるのだから、（生計同一関係の判断に当たっては、）家の構造だけで判断しないでほしい。玄関が1つしかないからそこが出入口と勝手に言うのは違う。自分たちの居室の窓から出入りしているのが現状である。令和5年6月27日に提出した申立書に記載した住居の見取り図には、親子3人と父が同じ部屋で寝ているように記載していたが、当該居室の押入れに布団を収納しているため図面上そのように書いたものである。実際は、父はリビングで寝ており、当該居室は親子3人の空間である。また、母及び次姉、長姉及び姪、弟並びに伯母は、それぞれの部屋を持っている。

食べ物やシャンプー等の日用品も全て他の家族と別にしており、電気代等は母に少額を渡しているが、領収書等がないのでその証明は難しい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人と同居している審査請求人の次姉（以下「次姉」という。）が法第10条の「生計を同じくするもの」であり、その「前年の所得」が「政令で定める額以上」とであると判断し、本件処分を行ったことに違法又は不当な点はないかということにあるので、以下検討する。

1 法第10条の「扶養義務者」該当性について

次姉が法第10条の「扶養義務者」に該当することが認められる（法第10条、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項）。

2 法第10条の「生計を同じくするもの」該当性について

審査請求人は、審査請求人の扶養義務者である審査請求人の父、母、長姉、次姉及び弟と同居しているものの、金銭的な支援は受けていない旨及び手当がもらえなくなる事実はない旨を主張している。

一方で、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（令和5年4月こども家庭庁支援局家庭福祉課作成。以下「マニュアル」という。）第2章のⅡの10に「原則的には同居していれば生計同一と考えられ」、その例外として「同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にない」とされているため、これに該当するか否かについて検討する。

まず、マニュアルにおいて、生計を異にする客観的な証明として挙げられた、②住民票の分離については、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。」とされている。このことについて、平成30年12月17日以降、住民票上は世帯分離しているものの、審査請求人の住所は、父を世帯主とする世帯と同一であることが認められる。

また、③公共料金については、「本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し支

払っているかどうか、領収書やメーターが別々であることを確認すること。」とされているところ、審査請求人は、電気代等については母に少額を渡しているものの、領収書等がないのでその証明は難しい旨を主張しているが、本件処分までに上記マニュアルの「客観的な証明」がなされなかった以上、当該主張を採用することはできない。

さらに、④生活の共用部分については、「玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみること。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一関係にないと判断できる材料となる。」とされているところ、審査請求人は、現状は自分たちの居室の窓から出入りしているにもかかわらず、玄関が1つしかないからそこが出入口と勝手に決めないよう求めているが、処分庁の実態調査によって、審査請求人らが玄関、廊下、階段及び台所を共用していることが認められる。また、審査請求人は、同居している家族は実態に応じてそれぞれ居室を有している旨を主張しているが、少なくともトイレ及び台所を共用しており、1つの居室の専用をもって、審査請求人を世帯主とする世帯の「独立した生活空間」があるとは言えない。

最後に、令和5年度児童扶養手当現況届と一緒に提出された申立書には「生計を異にする事実」があるとの申立てはない。仮に、令和5年6月27日に審査請求人から提出された申立書に記載された「手当がもらえなくなるという事実はありません。」との文言が、「生計を異にする事実」があるとの申立てであるとしても、審査請求人から「生計を異にする事実」を客観的に証明する書類等が提出されていない。

以上のことから、「同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合」に該当しないため、処分庁が、次姉が「生計を同じくするもの」に該当すると判断したことに違法又は不当な点はない。

3 次姉の法第10条に規定する所得の額について

次姉に係る前年の所得は令和4年分であり、令和4年の所得額計は2,680,000円で、全て給与所得であることが認められる。この金額から、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第119号)による改正前のもの。以下「政令」という。)第4条第1項の規定により、100,000円及び80,000円を控除すると、法第10条に規定する所得の額は2,500,000円となる。

4 次姉の所得制限限度額について

本件処分の基礎となる政令で定める額（以下「所得制限限度額」という。）については、次姉に扶養親族はいないことが認められるため、政令第2条の4第8項の規定により2,360,000円となる。

5 法第10条の規定の適用について

次姉の法第10条に規定する所得の額は2,500,000円であるのに対して、所得制限限度額は2,360,000円であるから、次姉の法第10条に規定する所得の額は所得制限限度額以上になる。

したがって、審査請求人は、法第10条の規定により、令和5年11月から令和6年10月までの間、手当が支給されないこととなる。

また、審査請求人には法第3条第1項の「児童」が2人いることから、本件処分により手当の支給が停止されるまでに審査請求人に支給されていた手当の額は、44,140円に10,420円を加算した54,560円であることが認められる（法第5条及び法第5条の2並びに政令第2条の2第1項及び第2項）。この金額は、児童扶養手当支給停止通知書に記載された支給停止の金額54,560円と一致する。

よって、本件処分に法令の適用の誤りはない。

6 そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年8月27日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年10月8日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人と同居している次姉が法第10条の「生計を同じくするもの」とであると判断し、本件処分を行ったことに違法又は不当な点はないかということにある。

法第10条は、母に対する手当は、母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応

じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない旨定めている。

この点、法第10条の「生計を同じくするもの」の判断について、マニュアル第2章のⅡの10では、「原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。」とされている。また、上記②の事項を判断する上での留意点として、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。」と、上記③の事項を判断する上での留意点として、「本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか、領収書やメーターが別々であることを確認すること。」と、上記④の事項を判断する場合の留意点として、「住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。(中略)例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一関係にないと判断できる材料となる。」とされている。

本件についてこれをみると、②住民票の分離については、審査請求人を世帯主とする世帯と審査請求人の民法第877条第1項に定める扶養義務者である次姉を世帯員に含む父を世帯主とする世帯とは、住民票上は世帯分離しているものの、審査請求人の住所は、父を世帯主とする世帯の住所と同一であることが認められる。

③公共料金については、審査請求人は、電気代等については母に少額を渡しているが、領収書等がないのでその証明は難しい旨を主張しているが、当該主張をもって客観的な証明がなされているとは言い難い。

④生活の共有部分については、審査請求人は、自分たちの居室の窓から出入りしているのが現状で、玄関が1つしかないからそこが出入口と勝手に決めないよう求めているが、処分庁の実態調査によって、審査請求人らが玄関、廊下、階段及び台所を共用していることが認められ、審査請求人を世帯主とする世帯の独立した生活空間があるとは言えない。

なお、令和5年度児童扶養手当現況届と一緒に提出された申立書には「生計を異にする事実」があるとの申立てはなく、審査請求人から「生計を異にする事実」を客観的に

証明する書類等が提出されているとも言えない。

以上のことから、マニュアル第2章のⅡの10の「同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合」には該当しないため、処分庁が、次姉が法第10条の「生計を同じくするもの」に該当すると判断したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 谷 本 拓 也